

午前10時 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において19番 和気 豊君、20番 西浦 修君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第10号 泉南市立若松湯条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第10号、泉南市立若松湯条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地域に入浴機能を提供することにより、生活環境における利便性の向上と地域交流の促進を図るため、泉南市立若松湯を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本条例を提案し、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の63ページをお願いいたします。

内容でございますが、第1条に設置目的、第2条で名称及び位置を規定するとともに、第3条に入場等の制限をするケースを列挙し、第4条には入浴料、第5条で管理の委託について定めております。

入浴料は、年齢により一定の区分を行っておりまして、12歳以上の者は250円、12歳以下の者及び65歳以上の者は100円とするものでございます。

なお、お手元に参考資料として条例施行規則を配付しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 小山君。

3番（小山広明君） おはようございます。

今、提案理由を御説明いただいたんですが、もう1つの寿湯との関係も、今回の条例を提案する上においては関係あるんじゃないかなと思うんですが、いわゆるこの市立のおふる、現在2カ所あるわけなんです、これを1カ所にするという内容を含んだるのではないかなと思うので、その辺のことも御説明をいただきたいということ。

それから、料金を上げるということになると思うんですが、現在の入浴の状況なども御説明をいただきたいと思います。

それから、この浴場の設置された目的なり経緯というもので、これは同和事業ということの中で設置をされたと思うのですが、現在その背景としてこういう浴場という必要性というのをどのようにお考えになっておられるのかということも、同時に御説明をいただきたいと思います。

それから、もう1つは、やはりおふる屋さんが泉南市内にも1カ所ありますが、そことの関係性で、料金の問題について差があると思うのですが、その辺の差の問題はどのように、市がやる場合に民営圧迫というような議論もあるわけなんです、そういう点での考えはどういう形でこのような料金を設定されたのか、その辺の御説明をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） おはようございます。

小山議員の御質問の第1点でございますが、若松湯、寿湯の現状につきましては、議員も御承知のとおりと思います。若松湯につきましては昭和45年、寿湯につきましては昭和46年に設置をし、2浴場につきましては同和対策事業としての共同浴場について、特別措置として公設置により整備、運営されてきたのは御承知のとおりでございます。

しかし、地域対策法の法期限後は一般対策として運営する必要、それと両浴場も長年の期間が過

ぎておりますので、老朽化も非常に激しいということと、それと地域におきましての浴場の、市営住宅並びに地域の一般住宅につきましても2000年の実態調査等でもおわかりのように、浴場の一般の普及率というんですか、それが大きくなったということ。それと、地域のニーズ、入浴機能の確保、共同浴場の経営実態等について十分に把握するとともに、公衆浴場全体をめぐる現在の厳しい動向を見据えながら、地域住民はもとより地域社会の理解と協力を得られる方法で検討を重ねてまいりました。

その結果、関係諸団体並びに関係者の御協力を得まして、2浴場を1浴場として運営・管理をしていくのが妥当であるという御回答を得た上で、当市といたしましても、距離的には若松湯、寿湯につきましては約800メートルの距離でございますので、2つを1つにするという基本構想を市といたしまして立ち上げたということで御理解を賜りたいと、このように考えております。

次に、浴場に当たりましての料金の設定でございますが、当然周辺、樽井に個人的な運営をされている浴場がございます。その料金等も勘案、並びに現行の料金を勘案いたしまして、ただいま御提案させていただきました金額にさせていただきました。

ほかの件につきましては、担当課長、次長より御説明差し上げます。

以上です。

議長（角谷英男君） 湊企画調整課長。

人権推進部同和対策室企画調整課長（湊 文明君）

失礼します。まず、1点の現在の状況のもっと詳しいことということでございますが、今現在、13年度はまだ出ておりませんが、12年の実績報告でございますが、4万2,787名の方が若松湯、寿湯を利用されると一応実績報告に出ております。

今後ですが、寿湯の廃止に伴いですが、今後その料金設定で、先ほど部長がちょっと申しましたが、うちの方の予定と言ったらなんですけど、当然1つにしますので、まず寿湯の方でございますが、予測ですけども、全般の85%ぐらいの方が下の方に入浴に来るんじゃないかと見込ん

でおります。ですから、15%が減という形を、予測なんですけども、一応考えております。

それと、その分ですけども、そしたら若松湯の方はどうかということですけども、約10%の見込み、増ですけども、考えております。

それで、13年度はまだ実績というのはほとんど出てないんですけども、12年度の実績に基づいての予測なんですけども、今現在一応その補助金がざっと1,200万ですか、出してる中で、今後の予測として、ざっとでございますが、補助というんですか、赤字というんですか、ある程度考えております。（小山広明君「1,200万円の補助を出してあるが、今回の改正で何ぼになるかと言おうとしたのと違うの」と呼ぶ）1,200万円のなにて、その今後の予測ですけども、800万ぐらいの……。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 十分説明してないように思うんですが、民間がやっとなおふる屋さんとの関係を考えてこの値段を設定したという、そういう答弁があったんですが、民間のおふる屋さんの金額もその場合ちゃんと言って、決めた金額がどういう形でこういうことが妥当性があるのかということもちゃんとやっぱり説明をしていただきたいと思えます。

それと、今影響関係も御説明をされたのですが、数字的にもちょっと合わないんじゃないかなと思うんですが、例えば寿湯の85%が下に来るのではないかという予測をされたんですが、その中で若松湯は10%の増が見込まれるという、この辺全然数字が合わないんですよ。85%の人が、上の寿湯を利用していった人が下に行くわけでしょう。そういう点で、やはり数字の問題ですから、もう少しきちっと合う説明をしていただきたいと思えます。

これは付託議案ですかね。付託議案ですから細かいことについては委員会の方にお譲りすると言わして、私はやはり同和事業としてこのおふるを設置をしてきて、その総括というんかね、そういうものがどうであったのかということが私は

一番大事だと思うんですね。

そして、今後やはりそういう法としての特別施策はなくなっても、部落問題が現存する限り、そういう施策をしていくというのは当然の帰結だと思うわけなんです。そういう点で今後もこのおふるの事業というものが、そういう部落解放という問題にどうこたえていくのかという中で、やはり考えていかなければならない性格が残っていると思うんですね。

そういう点で、私は基本的にはこの2つのおふる屋さんを1つにするというのは反対なんです。やはりこれからはまた新しい時代的な要求なり条件がありますね。いわゆる高齢化してきて、だんだんお年寄りになってくるという、ひとり暮らしも当然それでふえてくるわけですから、そうすると個人でおふるを設置するというのはなかなか困難ですし、やっぱりこういう大衆浴場というようなものがむしろこれから必要になってくるのではないかなと思います。

そういう点で、この部落解放の問題というのは、単に被差別部落の問題ではなしに社会全体の問題ですから、その時代その時代でやはり性格なりそういうものが変わってくるわけで、このおふる屋さんの問題は、むしろ市全域に広げていくような性格を私は持つと思うんで、そういうときに特別施策がなくなったから2つあるのを1つにするというのは、私は後ろ向きな対応ではないかなと。

そういうことで、やっぱり市の独自のこういう問題についての施策が私は必要になってくると思うのですが、市長、今こういう法期限が切られてくる中で、私は何か施策が後退してきておるよるに思うんですね。もとの財源が切られるからもう切らざるを得んのだという、そういう流れにあるように私は思うんですが、決してそういうことがあってはならない。むしろ一般施策として地方自治体にこそその主体性が求められておると、こういうように私は思うのですが、主体性の面から独自の泉南市のこういうものについての取り組みが私は必要だと思うんですが、市長はそういう点ではどのように独自性を発揮していかれようとするのか、その点だけは少しお聞きをしておきたい

と思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この浴場につきましては、昭和40年代に建設されまして、今まできちっとした位置づけが明確に市の方でも条例なりという形でなかったわけございまして、今回それをきちりとすると、管理・運営もきちとやりますということが1つございまして。

それと、この間長い間やはり地域の利便施設として多くの皆さんに御利用いただいてきたんですけども、一方ではやはりこれからの時代というのは効率的な運営ということも考えていかなければいけないという中で、2カ所ともかなり老朽化が進んでいるという中で、御理解をいただいて1カ所にして、そしてこれを整備をいたしまして、そして市の条例のもとにきちと運営していったら、周辺地域の方はもちろんでございますが、広く市営の浴場として運営をしていこうと、こういう形にしたわけございまして、ある意味では新しい形で位置づけをして、そして市の方できちと管理もしていくと、こういうことにしたわけございまして。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目です。

3番（小山広明君） もう少し市自身の独自性というのが、私は伝わってきません。やはり時代状況的には高齢化しておるし、どんどんこういう浴場というのが必要になってくる時代背景があるわけですから、当然近いところにあるというのは大変重要ですので、そういうものをむしろ生かしていく方が私は大事ではないかなと思います。

そういう点では、効率性ということを言いますが、やはり民間でやれるものは民間で、そしてそこに残る公的なものがやるものというのは、効率性では切り捨てられていく部分をカバーしていくという、そういう整理が私は必要だろうと思います。そういう点でせっかく地域に近いところにある浴場を1カ所にまとめるというのは、やはり甚だ効率だけに重点を置いたやり方で、私は公そのものの役割というものをむしろ放棄する方向ではないかなと、そういうふうに思います。

特にまだまだ差別の問題が残っているという中で、私は国の財源の切り捨てということが、む

しろそういう人たちを切り捨てていく、そういう部分にやはり目を向けられなくしていくということに地方自治体は決して立つべきではないと、そのように思いますので、市長の御意見は私は大変不満であるということをおし上げておきたいと思えます。

議長（角谷英男君） ほかに。 上山君。
10番（上山 忠君） 管理の委託のところ若干お聞きしたいと思いますけど、第5条の中に、「市長は、若松湯の管理に関する事務の全部又は一部を公共的団体に委託することができる。」と書かれておるんですけども、この公共的団体とはどういうものを指すのか。それとまた、現在あるこのおふろの管理委託は今どこにされてるのか。今回、条例が制定された後、この管理委託については、民間を含め広く公募するのかと。

以上、3点ちょっとお聞かせください。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） まず、管理委託でございますが、現状につきましては、前回、9月議会、12月議会に成田議員さんの御質問にお答えいたしましたように、部落解放同盟大阪府連鳴滝支部に業務を委託しておりました。それにつきましては、市長が申しましたように、昭和40年の前半というんですか、45年、46年から、設置段階から委託をしていたということで、条例の整備はしておりませんでした。それで現在にきております。

それと、管理委託の件でございますが、今後の件になろうかと思いますが、当然我々といましては、全部または一部を公共的団体に委託をいたしたいというように考えております。

では、公共的団体とはということでございますが、これにつきましては、現在あります市同促とか、その他公共的団体に委託を考えている状況でございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 上山君。
10番（上山 忠君） 公共的団体が市同促等に委託という答弁でございますけども、そしたらこの公共的団体は泉南市内の中で市同促しかないわけなんですか。ほかに区とか、そういう形の中の

位置づけというのはないんですか。この公共的団体で、もっとはっきりした定義を説明してもらわんと、漠然としたような形の答弁では、今後の委託先についても広く公募するという未来のあれですけども、公共的団体とは何を指すのか、再度お願いします。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 言葉足らずで申しわけございません。公共的団体とは、ただいま上山議員がおっしゃった部分も当然入ります。ただし、NPOとかいろいろ公共的団体、府なり市が認知をしている団体等がございますね。そういう部分を指して、我々は全般として考えてまいりたいと、こういうように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 上山君。3回目です。
10番（上山 忠君） 府・市が認定してる団体という形の中で、これはそういう形で今は部落解放同盟鳴滝支部に委託をしてるという形で、今回新たに条例化されるに当たっては、やはりこの公共的団体というところをもう少しはっきりした中に、民間委託という問題もあるわけなんですから、そういうところも広くやっぱり民間委託も含めて公募みたいなことも一定考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、その辺についてはいかがなもんですか。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 今、上山議員の御提案でございますが、我々としてはこれについて営利を目的とした団体では困るということでございます。非営利 当然、非営利というのは、一般の民間の業者であれば営利を目的としておりますので、その部分についてはやはり好ましくはないんじゃないかと、これが1点でございます。

それと、今まで三十有余年ですか、委託しておりますので、そこに勤めている職員さんというんですか、従業員さんが当然いらっしゃいます。その部分についての件もやはりきちっと話をせんと、もうそのまま30年間お勤めの方もいらっしゃいます。そういう部分も含めて、我々としては今言いましたように民間の業者に委託をするということはいかがなものかと現在考えておることで

ございます。将来的には当然その部分についてはどうということになるか予測はできませんが、現在としてはそういうように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今、名前が変わるだけで、中身は変わらんのではないかというふうな私語がありました。私もそういう観点に立って特に聞いてまいりたいと思います。

先ほど公共的団体ということについて市同促という言葉が聞こえたんですが、ちょっとまず公共的団体の定義についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。いやしくも条例に書かれている公共的団体ですから、その定義、位置づけですね。市同促等が公共的団体ということに入る、そういう定義ですね。これについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、寿湯がこの若松湯の条例制定によって結局なくなっていくと。条例にうたわれないということは、今後これがなくなっていくということで、今利用者の数なんかも言われました。寿湯の利用者については4万2,000何がしかというのは、これは若松湯の利用者だろうというふうに思うんですが、それじゃ寿湯の利用者については一体幾らなのかですね。

この人たちが結局、若松湯にまで行かなければならないというふうに思うんですが、例えば今いろいろ実態調査して十分に若松湯に行くことで可能なんだと、こういうふうなことは、調査の上明らかにされているというふうに思うんですが、その辺の調査結果、十分行けるんだと、何人ぐらいの人がこのことによって不便をこうむるけれども、若松湯に行くことによって、利用することによってそういう不便になることは解消できるんだと、その対象が一体どれぐらいになっているのか、お示しをいただきたい。

例えば、高齢者で車いすを押して行かれてるような方もちょくちょく見受けられるわけですが、そういう非常に足の便の悪い、弱い高齢者の皆さんに対する対策ですね、こういうものは考えておられるかどうか、お示しをいただきたいと。

それから、先ほど2000年の実態調査、これ

について御報告されましたが、実態調査ではどれぐらい専用浴場の設置が明らかになっているのか、設置状況ですね、これについてもちょっとお示しをいただけたらというふうに思います。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、利用状況でございますけども、現在、総トータル的なものは、さきに課長が述べたとおりでございます。12年度実績によりますと、寿湯については1万7,200人弱の人数が入っております。それに伴いまして、今回若松湯1つにいたしますと、平均15%の減になるんじゃないかなろうかという予測でございます。

それと、若松湯につきましては10%増というようにして、この10%増はなぜかということでございますが、当然今まででしたら週に2回両浴場が運営を休止というんですか、休みを持っておりました。その部分で、今回は条例、規則の中に書いておりますように、月に2回という形になりますので、当然日数が1浴場にしてもふえるということで、若松湯につきましてはその自然増ということでの、若松湯に現在入っている方が10%増すると。それに寿湯の15%減の85%の方が来られると。

当然ここも浴場の運営日数がふえておりますので、それぐらいの数でおさまるんではなからうかと。そういうことで現在補助金として出しておりました約1,200万前後の市営の運営補助金が約400万前後の減収というんですか、補助金を拠出する必要はなくなるのではないかと、こういうことが1点でございます。

それと、地域について、先ほども申し上げましたように距離的に若松湯の方へ1つにするということで、寿湯の周辺の住民の方並びに宮本住宅の今利用されている特に高齢者の方等につきましての件につきましては、我々も各団体なり個人さんに聞き取りをいたしまして、その部分についての配慮をしてほしいという強い要望も確かにございました。そういうことも踏まえまして、今後運営していく上でどのようにするんかということも決めていきたいというふうに考えております。

それと、市長が申しましたように、13年度の

9月の補正予算におきまして若松湯の改修を現在行っております。今、若松湯が約1カ月程度休止をしている段階で、今寿湯の方へ行っていただいております。いろいろな調査をといるんですか、お話を聞かしていただいておりますので、それらをすべて参考にさせていただきますまして、運営及び地域の効率のいい運営に向けて今後努力をしてみたいと、こういうように考えております。

それと、公共的団体ということで議員から御指摘を受けたんですけども、我々といましては当然今までの経験のあるというんですか、ノウハウのある部分で、駐車場につきましても泉南市同和事業促進協議会の方へ委託をしている現状もございまして。そういうものも含めて幅広く公共的団体について、先ほども申しましたようにNPOとか区とかいろいろあると思いますが、その部分についての検討をさせていただきたいと、こういうように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（角谷英男君） 湊企画調整課長。

人権推進部同和对策室企画調整課長（湊 文明君）

失礼します。実態調査ということでございまして、今現在の浴場設置状況ということですが、持ち家が93.7%、それで公営住宅 改良型ですけども、これは70.7%になっております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） きのうも言いましたけども、質問には的確に答えてください。湊企画調整課長。

人権推進部同和对策室企画調整課長（湊 文明君）

失礼しました。説明不足で申しわけございません。

市営前畑、宮本住宅の今現在の状況でございまして、55.3%の率になっております。

世帯数でございますが、全部で208戸でございます。（和気 豊君「主語がわかれへん、主語が」と呼ぶ）全世帯数は376ありまして、その中で208戸の戸数がおふるを設置されているという状況でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 赤井人権推進部次長。

人権推進部次長兼同和对策室長（赤井民男君）

申しわけございません。きちっと説明させていただきます。

市営住宅の前畑、宮本住宅の浴槽の設置率でございまして、全体の約55%が浴槽を設置しております。

市域全体の浴槽の設置率について説明させていただきます。実態調査で行いました結果で見ますと、浴槽を設置されている率が市域全体でしたら90%、地域でございましたら74.4%になっております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 定義によりますと、公共的団体とはということで、農業協同組合、生活協同組合、赤十字等の公共的な目的を達成する活動を営む団体ということで定義には明記されておりますので、そういう部分を十分に含みまして検討してみたいと、こういうように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 議長の配慮で、やっとならば私に聞いた問いかけにお答えをいただいたように思います。

それでは、その上に立って再度聞いてみたいと思いますが、先ほど公共的団体の定義、これは市の定義でしょうか、それとも何かそういう公の規範みたいなものがある、そこで位置づけられてる定義なのでしょうか。

それと、先ほど市同促が公共的団体の中に入るんだというふうに言われました。市が補助金を出して公だと認めているわけですから、それに類するんだらうなというふうに思うんですけど、市同促というのは府同促の指導を得て、そして同和对策事業を進めるために、市の同和对策事業を具体的に援助していく、円滑に進めていくためのいろいろ助言等を行う団体だと、こういうふうには私は一般的に理解をしておるんですが、それで間違いないのかどうか。

そういうことであれば、同和对策事業はこの年度をもって終結をするわけですが、引き続いてこの同和对策事業を行う団体、本来地区指定もあり

ませんし、同和対策事業、地対財特法、最後の法律も終結するわけですね。同和対策事業と銘打った事業は今回なくなるというふうに思うんですが、そういう事業を進めるための団体として、進めていく上での助言をいただく団体として位置づけられている市同促は、今後もなお続きこの浴場の運営・管理に携わっていくと、こういうことになれば、これは法失効との兼ね合いでどういうふうになるのか、その辺少しお示しをいただきたいと。

それから、寿湯がなくなるということで、85%の人がここに行かれるだろうと。私も宮本住宅の2棟の端から少し距離をはかってみましたら約1キロ弱あるんですね。それでお年寄り、車いすを押しておられる方がたまたま通りかかられましたので、大体どれぐらいかかりますかと言うたら、樽井まで車いすを押して40分ぐらい、それから寿湯までですと15分から20分ぐらいと、こういうふうなお答えも返ってきたんですね。

それで、移ることにについては大変苦慮しているんだと、何とか足の便の確保を図ってもらえないだろうか。コミュニティバスもいわゆる住宅のそばからは通りませんし、ここの若松湯の前の道路、前畑市営、前畑府営、ここは通らないわけですね。そういうことで、コミュニティバスを利用しようにも利用できないと、大変苦労してるんだと。車いすを押して歩行をしている我々にとっては、健常者であれば問題はないだろうけれども、大変苦労してるんだと、憂慮しているんだというお答えが返ってきたんですね。

それで、寿湯は一体いつなくなるのか。そして、それまでに逆算でそういう交通手段の確保、こういうことを具体的に履行できるような検討はいただけるのだろうか、このことについてもあわせてお示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、泉南市同和事業促進協議会の今後の方向につきましては、総務常任委員会等にも泉南市といたしましてどのように今後していくかということで、現在の泉南市同和事業促進協議会とも協議を重ねてまいりました。これは当然大阪府の府同促の今後の方針とい

うことで、法が切れますので、その部分も含めて検討を加えて一定の見解を出ささせていただきまして、位置づけを明確にしていきたいということで出したものでございます。

大阪府同和事業促進協議会においては、同和行政の円滑かつ効果的な実施に協力する機関として現在位置づけをなされており、この間の同和行政の推進に係る大きな成果を上げていると認識をいたしております。

今後のあり方については、去年の9月の大阪府の同和対策審議会答申、この答申案も議員各位に御提出しているところでございます。同和地区の実態を的確に把握し、必要な調整を行うとともに、同和問題を中心とした人権啓発、人権相談等、人権問題に取り組んできた貴重な実績とノウハウを踏まえ、人権施策を推進していくための協力機関として位置づけるとの見解が示されております。

本市におきましても同様な認識のもとに、大阪府同和事業促進協議会並びに大阪府との連携のもと、人権施策の効果的な執行に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

また、市同促の今後のあり方につきましては、大阪府の同和対策審議会答申並びに府同促の改組の基本方針を踏まえまして、地区施設との連携を図りながら周辺を含む地域住民の実態、ニーズの把握、地域住民の自立支援のための一般対策の普及・定着、内外交流を通じてのコミュニティづくりなどの機能が十分担えるような組織として考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 議員の御質問に欠落しておりました。申しわけございません。

地域住民の交通手段の確保ということで、さきにも御答弁いたしましたように、実態としては我々としては若松湯から宮本団地まで実地調査をいたしました。その結果は約840メートルということで確認をしております。

先ほども申しましたように、寿湯に入浴されている老人の方につきましても調査をいたしました。その結果、やはり議員の御指摘のように距離的に遠いという部分もありますけれども、その部分につ

きましては、どこまでが許容範囲かということも
ございますので、その辺も今後実態をつかむ中で
交通手段の確保という部分も検討してまいりたい
と。

ただし、この浴場については、今後は市営浴場
として運営していくという側面もございますので、
やはりそういう幅広い考えに立って今後検討して
まいりたいと、このように考えております。

それと、この若松湯についていつから運用する
んかということでございますが、目標としては平
成14年の4月1日からやりたいという考えで、
寿湯につきましては3月31日で閉鎖をしたいと
いうことでございますが、今工事をやっている関
係もございますので、その辺についてはいろいろ
検討を重ねてまいりたいということで、延びる場
合も若干あるかと考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 私は、いわゆる宮本住宅
から非常に利便性に事欠く、遠くなる方のその交
通手段の確保、その問題との兼ね合いで、4月か
らもうなくなるわけですから、そういう点につい
てどうその辺の代替策を考えていかれるのかと、
こういうことについて聞いているわけですね。

しかし、今の御答弁でいけば、代替策は今後の
課題であって、4月からは間に合わない。そ
して、それも市営住宅という全体的なあり方から
考えていくんだということで、市内全般で考えて
いけばおのずから答えは、市内全体で交通手段に
不便を感じておられる方のことを全部考えてい
かなあかん。特に今利用されてる方のみ限って考
えられないというような結論も出てきてしかるべ
きだというふうに思うんですよ。そういう市域全
体のあり方から考えてなんてというようなことに
答弁がなってくるとね。そうしますと、先ほど冒
頭にお答えになったこととちょっと答弁が違って
きていると、そういうふうに思います。

それから、市同促については長々と言われまし
たけれども、同和对策事業を円滑に行っていくた
めに、推進していくために、この機関といいま
すが、この協議会は設けられているわけですから、
これがもうなくなっていくと、同和事業はやらな

いと、こういうことになってくれば、これはおの
ずから要らないというふうに思うんですが、その
点だけお答えください。

今後どうするかということではなくて、例えば、
名称変更なんかも考えて、いわゆる失効後のあり
方というのはちゃんと検討した上で、そしてそこ
へお願いをするんだというのやったらわかるん
ですが、まだ市同促を存続させて、4月1日から
のことですからね、そこへそのまま委託をお願い
するんだということであれば、これはどうなるのか
と、こういうふうになるわけですね。その辺をは
っきりさしてもらわないとね。

やっぱり名称変更も含めて、中身、機構のあり
方、そういう機構の中身についても変えていくん
だと、そして失効後ちゃんと失効に見合うような
体制で委任をしていくんだと、こういうことなの
かどうか、そこを聞きたいんですよ。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、宮本団地等、
市営浴場若松湯に対して、現在寿湯と2つござい
ます。地域における交通の確保ということでご
ざいますが、我々としてもその部分については議
員御指摘の部分、十分に察知をし、聞き取りもし
ておりますので、その部分については今後どうす
るかということについてはこちらの方に任してい
ただいて、住民の方のいいような形で利便性を考
え考慮してやってまいりたいと、こういうように
考えております。

次に、泉南市同和事業、現行持っております協
議会でございますが、当然これは同和行政を円滑
かつ効果的に実施する機関ということで現在進め
ているわけでございますが、府の同対審答申とか
いろいろな形の中での改組というのも当然ござい
ます。

それに伴いましては、平成14年度につきまし
ては、13年度までは補助金につきましても予算
の補助を出しておりますが、平成14年以降につ
きましては、地対財特法が13年3月末で切れま
すので、市の市長名によりまして改組したいとい
うことで、浴場、駐車場、同和事業促進協議会等
についての件につきまして、各関係諸団体並びに
市同促に御協議と通知という形で12月に申し入

れをさしていただきまして、その中で市の方向性というのをさしていただきました。

協議の結果、平成14年3月31日に泉南市同和事業促進協議会並びに泉南市鳴滝地区協議会は発展的に解散をいたしまして、新たな組織として生まれ変わるという形で指導、助言を行い、合意に達しておりますので、この委員会で承認をされた際には皆様方に御提示をさしていただきたい、こういうように考えておりますので、その御提示の中で、今も言いました件につきましても十分に検討していくということで御認識をお願いしたいと思います。

以上です。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 北出君。

12番（北出寧啓君） ちょっと用語の点で公共的団体という言葉が非常に気になりまして、御発言をお聞きしてたんですけれども、公共的団体とは何かということで、公共的な目的を達成する団体ということで、同義反復的な定義をされてるんですけれども、それではその公共的な目的というのは何かというふうな点についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思うんです。

なぜかという、やっぱり我々地方公共団体というのは、一応制度的な国家の枠組みで地方自治法で規定されてますし、例えばこれが公共的団体というよりか、公共性を有する団体とかだったらまだ解釈しやすいんですけども、あいまいで誤解を招きかねないような用語使用というものにはちょっと疑問を感じますので、その点の使い方及び公共性についてどんなふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

本来、公共性というのは、いわゆる資本主義が生成してきた過程で、国家と市民社会とが分離して、国家が公共性を担うというふうに旧来語られてきたという歴史過程があるわけですね。ところが、今、官の崩壊とか官の腐敗とかいろいろ言われてまして、国家が必ずしも公共性を代弁するものではないと。市民社会で一定の公共性を当然有する枠組みがいろいろ発生してきてるんだと。その枠組みで、例えばNGOとかNPOというのが法律上規定されてきてるわけですね。これが今、現

代的な様相なんです。そういうことの流れの中で、その点を市民の公共性、国家の公共性というのは例えばどんなふうにかんがえられてるのか、お聞きしたいんです。

それと、もう1つは、答弁でお答えがございましたように、効率性とか専門性というふうなことをおっしゃいましたよね。それを担える団体であるということなので、それは結構なんですけれども、そうするとやっぱり市場性という問題が絡んでくるわけですね。特に今の地方公共団体等は、国家も含めて公共性に対する市場性という問題も同時に導入してきて、NPMなんかはそういうことなんですよね。

そこで、公共性と市場性をどう両立させるかという問題があって、例えばこのようなケースの場合に端的にそれが問題となってくる。考えざるを得ない、市場性、公共性という問題ですね。その辺をどんなふうにかんがえられているのかもちょっとお答え願いたいと思います。

発信の基本的な問題点は、こういう形で公共的団体というあいまいな用語を使うべきかどうかということに疑問を発しております。

以上、簡明にお答えください。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ただいまの御質問に対して、正確に答弁できるかわかりませんが、御了承をお願いしたいと思います。

まず、我々としては公共的団体とは何かということで、さきに申しましたように、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社等のごとく公共的な活動を営むものを言い、法人であるとかは問わないという定義に基づきまして、ただいま委託をいたしております泉南市同和事業促進協議会もその中に入るということで理解しております。また、NPOにつきましても、その中に入るというように考えております。ただし、これにつきましては非営利を目的とするということが大事ではなからうかなというように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 先ほどと同じように農協、赤十字、生協等を例示されたんですけれども、だ

からそれが公共的なものの事例だということなんですけど、その公共的なものは何かというふうにちょっとお聞きしたんです。難しいと思うんですけども、それが例えば万人の利益につながるとか、あるいは価値判断として公正であるとか公平であるとか正義であるとか、そういうふうな要素を内包した形、公共性というのはそういうことも考えていただかなきゃならないし、そういうのが規範的な基準にもなってくると思うんです。そういうことをお聞きしたんですね。

それと、もう1つお答えされなかったのは、経済性、効率性、効果というふうな市場性をこれから民間委託も含めてそういうこともあるんで、そういう時代になってきてますから、その辺も配慮していただくということでそういう発言もあったと思うんですよ。

その辺の市場性の問題と、それから市場性というのは今改めて問われてますけども、本来、最小の費用で最大の効果を上げるとか規定されてるわけですから、そもそもそこに存在してるわけですけども、そこと公共性の問題とうまくかみ合わせて事業運営に責任を持ってやっていただきたいなというふうに要請させていただきたいと思いません。

それと、さっきの問題の公共的団体というのがちょっと非常に誤解を招くんじゃないかなと。こういう言葉遣いをすると、用語上非常にいろんな問題が出てくるんじゃないかなと。公共性を有する団体ぐらいたったらまだ理解できるんですけども、地方公共団体というのがありますからね。その辺の問題、ちょっとお答え願えますか。

議長（角谷英男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） お尋ねの公の施設の設置の管理委託に関する問題でございますけれども、若松湯につきましては、条例の規定もあって委託することができるというふうな規定を入れたところでございますけども、これは地方自治法の第244条の2第3項に管理委託について触れられておりまして、少し読まさせていただきますと、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共

団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。」というふうに、公共的団体と申しますのは法律に規定されている文言でございます。

議員お尋ねのように、本来的には行政で直接執行するのがベターであるということでございますけれども、この間のいろんな社会情勢の流れの中で、住民の公の施設の利用をより有効適切に行うことができる場合には、これを公共団体あるいは公共的団体に委託することができるということにしたのが、この法律の趣旨でございます。

私どももその公共的団体につきましては、先ほど来部長の方から答弁しておりますけども、基本的に利潤追求を主たる目的としない社会、公共の活動を行う民間団体を指すというふうな法学上の定義もでございます。ただ、この公共的団体について具体的にさすればどうだというふうなことをきちっと規定されたものはございませんので、これは積み上げの中で議論されていくべきものであると。

その中で、先ほど部長の方の答弁もございましたような農業協同組合なんかも公共的団体とされておりますし、私立学校の設置を目的として設立された学校法人、これなんかも公共的団体というふうにされた行政実例もございますので、このあたりの積み上げの結果を総合的に勘案しながら、ふさわしい委託先を見つけていくということにしたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 3回目です。北出君。

12番（北出寧啓君） 規定されてるんであれば

ただ、そうすると定義の内容が問題なんで、だから私的利益を追求しない、非営利であるというふうな規定は、逆に定義すれば、先ほど申し上げた万人の利益であるとか、いかに公平性、公正性がそこで実現されているかと、そういうふうなことが判断基準になると思います。その辺はきちっと配慮されて、間違いのないように適切な判断をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（角谷英男君） ほかに。以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号に

つきましては、所管の総務文教常任委員会に付託をいたします。

次に、日程第3、議案第11号 泉南市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第4、議案第12号 市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第11号、泉南市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第12号、市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の平成13年度末の失効を受けまして、同和行政が特別対策から一般施策へ移行することに伴い、泉南市立駐車場及び市営住宅駐車場の使用料につきまして改定を行い、あわせて手続規定についても所要の改正を行う必要から本条例を提案し、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の69ページから74ページでございます。

今回の主な改正の内容でございますが、それぞれの条例ともに、その使用料につきまして現行では一律2,500円でございますものを、許可自動車の区分に応じまして、普通自動車は月額3,500円、軽自動車は月額3,000円と改正するとともに、これに伴う必要な条項等を加えるなど所要の改正を行うものでございます。

なお、参考までに市立駐車場条例に係る条例の新旧対照表及び附則をお手元に配付いたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） ただいまより質疑を行います。過日の議会運営委員会におきまして、両議案とも付託ということになっております。議員

諸氏におかれましては、簡潔に質疑を行っていただきますようお願い申し上げます。

質疑はありますか。 大森君。

4番（大森和夫君） 済みません。先ほども大分議論がありましたのであれなんですけども、この駐車場に関する管理をどこにお願いするのかということで、改正の趣旨のところにありますように、地域改善対策特定事業に関する国の財政上、これの法律の失効によるものなんですけども、こういう趣旨に沿って管理団体をどういうところをお願いするように考えているのか、また趣旨に沿ったような改正なども考えておられるのか、その点お答えください。

副議長（東 重弘君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 大森議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、市営駐車場の料金の一部改定と、それと委託先でございますが、現在我々といましては泉南市同和事業促進協議会に平成13年度末まで委託をお願いいたしております。平成14年度以降につきましては、さきに和気議員にも御説明いたしましたように、改組した団体等に委託をいたしたいというように考えております。

以上です。

副議長（東 重弘君） ほかにありませんか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号については総務文教常任委員会に、また議案第12号については産業建設常任委員会に、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第5、議案第13号 泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（東 重弘君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました議案第13号、泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申

し上げます。

提案理由でございますが、水道法施行令の一部の規定が改正されましたことによりまして、泉南市水道事業給水条例に引用しております箇所につきまして改正を行うものでございます。

水道法施行令の旧法の第1条の2というのが第2条ということになりましたので、順次条項を繰り上げるということで、現行の引用しております第4条が第5条に改正されたというものでございまして、当市の給水条例の第12条及び第41条の2で引用をいたしております第4条を第5条に改正するというものでございます。内容の変更につきましてはございません。

また、引用しております条項の内容でございますが、給水装置の構造及び材質の基準というところの項目を引用いたしております、この項目は7項目ございまして、配水管への取付口の位置、口径、水圧、土圧、侵食等について定められた項目を引用してるということでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第14号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（東 重弘君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第14号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の79ページでございます。

提案理由でございますが、消防法の一部を改正する法律が平成13年7月4日に公布されたことに伴いまして、関係の政令が公布され、新たな物品が危険物に追加されたこと、及び引火性液体の性状を有する物品で引火点250度以上のものが指定可燃物に追加されたことにより、泉南市火災予防条例において定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取り扱い基準の適用について必要となる規定の整備を行い、あわせて法令等から引用する用語等についても所要の改正を行うため、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。81ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますが、泉南市火災予防条例第31条の6に規定する移動タンクに係る貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に関する事項、第33条に規定する可燃性液体類等の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に関する事項、別表第8備考第7号の指定可燃物の範囲に関する事項について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

あわせて、条例第34条の7の「二酸化炭素消火設備」を「不活性ガス消火設備」に、第47条の3の見出し中、「核燃料物質等」を「消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」に、用語の定義を改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行するものとし、第31条の6第9号、第33条第1項及び別表8の改正規定、並びに附則に7項を加える改正規定のうち第8項及び第9項として加える部分は、平成14年6月1日から施行するものでございます。また、附則に7項を加える改正規定のうち、第3項から第6項までとして加える部分についての規定は、平成13年12月1日から適用するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午後 4時26分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日上程予定いたしております議案第15号 訴訟の提起について、及び議案第17号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）については、先ほど市長より撤回したい旨の申し出がありました。

よってこの際、議案第15号 訴訟の提起について撤回の件、及び議案第17号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、議案第15号 訴訟の提起について撤回の件、及び議案第17号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とし、市長から議案第15号 訴訟の提起について撤回、及び議案第17号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）撤回の件の理由の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 議長のお許しをいただきましたので、本日上程を予定しておりました議案第15号、訴訟の提起について、及び議案第17号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第

8号）について撤回をお願いしたく、御提案申し上げます。

議案第15号、訴訟の提起、及びその必要となる経費を計上しております議案第17号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）につきましては、諸般の事情により撤回をお願いするものでございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） お諮りいたします。ただいま議題となっています訴訟の提起について撤回の件、及び平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）撤回の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号 訴訟の提起についての撤回の件、及び議案第17号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）撤回の件は承認することに決しました。

さらにお諮りいたします。この際、本日これ以降の日程の順序を変更し、日程第16、議案第24号 平成14年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第34、議案第42号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの19件についてを先議いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、日程の順序を変更し、日程第16、議案第24号 平成14年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第34、議案第42号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの19件についてを先議することに決しました。

日程第16、議案第24号 平成14年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第34、議案第42号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上19件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成14年度泉南市各会計予算19件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第24号から議案第42号までにつきまして順次御説明申し上げます。

まず、議案第24号の平成14年度大阪府泉南市一般会計予算についてでございますが、本年4月に市長選が予定されておりますため、当初予算は骨格予算として編成いたしております。したがって、原則として人件費、扶助費、公債費などの義務的経費並びに物件費、維持補修費等の経常的経費等につきまして予算を計上したものでございます。

それでは、別冊の予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ178億1,450万円とするものでございます。平成14年度予算は、対前年度当初比9.4%減でございます。昨年策定いたしました新行財政改革大綱及び同実施計画に基づきまして施策全般についての見直しを図り、限られた財源の効率的な配分に努め、従来にも増して経費節減のための精査を行いつつ、市民サービスの向上を念頭に予算を編成したものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。まず、134ページをお願いいたします。

行政管理費の委託料340万円でございますが、これは例規事務の利便を図るとともに、本市条例等について将来のインターネット上での公開をも視野に入れまして、例規情報の電子データ化を行うための経費でございます。

次に、138ページ下段から139ページ上段にかけての企画費の委託料250万円でございますが、これは昨年策定いたしました第4次総合計画に掲げました事業の効果的な推進を図るとともに、総合計画を実りあるものとするため、実施計画を策定する経費でございます。

次に、156ページをお願い申し上げます。市立共同浴場運営費の需用費及び委託料の1,589万6,000円でございますが、これは現在2カ所ございます共同浴場を1施設に統合し、地域交流の促進を図り、より効率的な運営を行うものでございます。

次に、170ページをお開き願います。老人福祉費の委託料のうち老人保健・福祉計画策定委託料236万3,000円でございます。これは急速に進展する高齢化に適切に対処するため、保健福祉施策を初め高齢者の社会参加の支援などの取り組み方を定めるための計画を策定する経費でございます。

次に、176ページをお願いいたします。母子福祉費の扶助費のうち児童扶養手当費の8,739万4,000円でございますが、これは児童扶養手当給付事務が本年8月より市に移譲され、市町村の業務となるため新たに予算計上するものでございます。

次に、196ページ下段から197ページ上段にかけてのし尿処理費の委託料のうち業務管理委託料6,612万3,000円でございますが、これは双子川浄苑の管理・運営につきまして、現在実施しております休日・夜間の民間事業者への委託に加え、新年度これは6月を予定しておりますが、新年度より新たに平日も含め委託を行うための経費でございます。

次に、212ページをお願いいたします。交通安全対策費の負担金補助及び交付金のうちコミュニティバス運行事業補助金2,900万円でございますが、これは本年2月1日よりスタートいたしました市内公共施設等を結びますコミュニティバス運行に係る経費でございます。

次に、239ページ下段から240ページ上段にかけて学校施設整備費の工事請負費3,000万円でございますが、これは学習指導要領の改訂に伴い小学校にコンピューターの整備が必要となるため、前年度に引き続きまして3校分の整備を行うものでございます。

次に、241ページの給食センター費の備品購入費2,780万円でございます。これは給食センターにおける食缶消毒保管器について、設置後相当な期間が経過しており、老朽化のため新たに購入する経費等でございます。

なお、歳入の明細につきましては、105ページから126ページにかけて記載してございますので、よろしく願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第24

号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第25号から議案第35号までは、平成14年度各財産区会計の予算でございます、15ページの樽井地区財産区会計予算から55ページの信達岡中新池財産区会計予算までの11財産区会計でございます。明細につきましては、295ページから338ページにかけて記載しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、59ページの議案第36号、平成14年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ694万8,000円とするものでございます。明細につきましては、339ページから342ページにかけて記載をしてございます。

次に、63ページの議案第37号、平成14年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ54億4,176万7,000円とするものでございます。明細につきましては、343ページから365ページにかけて記載をしてございます。

次に、69ページの議案第38号、平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ46億8,387万9,000円とするものでございます。明細につきましては、367ページから373ページにかけて記載をしてございます。

次に、73ページの議案第39号、平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ21億2,018万9,000円とするものでございます。明細につきましては、375ページから392ページにかけて記載をしてございます。

次に、79ページの議案第40号、平成14年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ3,593万1,000円とするものでございます。明細につきましては、393ページから396ページにかけて記載をしてございます。

次に、83ページの議案第41号、平成14年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ17億5,586万円とするものでございます。明細につきましては、

397ページから415ページにかけて記載しております。

次に、議案第42号、平成14年度大阪府泉南市水道事業会計予算について御説明申し上げます。予算書は別冊となっております。

別冊1ページの予算総括表の収益的収支でございますが、収入額16億7,312万円で、対前年度比は1億8,291万2,000円の増、対する支出額が16億2,455万円で、対前年度比は3,506万円の増を見込むものでございます。収支差し引き4,857万円の黒字となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入額10億6,165万円で、対前年度比は1億1,075万円の減、対する支出額が11億1,564万円で、対前年度比は2億8,962万円の減を見込むものでございます。収支差し引き不足額5,399万円でございまして、損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

なお、明細につきましては31ページ以下に記載をしてございます。

以上、議案第24号から議案第42号までを簡単に御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これよりただいま一括上程いたしております平成14年度各会計予算19件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成14年度各会計予算19件につきましては、10名の委員をもって構成する平成14年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって平成14年度泉南市各会計予算19件につきましては、10名の委員をもって構成する平成14年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員10名につきましては、議長において指名することにいたしたいと思

います。

(了)

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成14年度予算審査特別委員会委員に、

2番 竹田光良君

3番 小山広明君

4番 大森和夫君

5番 真砂満君

8番 奥和田好吉君

14番 南良徳君

16番 島原正嗣君

18番 成田政彦君

20番 西浦修君

21番 薮野勤君

署名議員

大阪府泉南市議会議長 角谷英男

大阪府泉南市議会議員 和気豊

大阪府泉南市議会議員 西浦修

の以上10名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました10名の諸君を平成14年度予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。各委員におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る28日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る28日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

なお、総務文教常任委員会におかれましてはあす午前10時より、産業建設常任委員会におかれましては同じくあす午後1時30分より、また予算審査特別委員会におかれましては来る15日午前10時よりそれぞれの委員会を開催いたしますので、各委員におかれましてはよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

午後4時43分 延会